

青森県知的障害者福祉協会 研修委員会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、青森県知的障害者福祉協会（以下「県福祉協会」という。）が設置する研修委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員の委嘱及び任期)

第2条 委員長は、県協会会長が任命する。

- (1) 委員会の委員は、会員又は準会員である施設又は事業に所属する者の中から指名する。
- (2) 委員長は委員の中から副委員長を指名する。
- (3) 委員の任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

(委員の構成)

第3条 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 10名以内（委員長、副委員長を含む）
委員については、支援スタッフ部会研修委員会委員がこれにあたり、必要に応じて若干名委員長が選出できるものとする。

(会 議)

第4条 この委員会は委員長が招集する。

- (1) 県福祉協会における研修事業の企画・立案・点検評価を具体的に進める
- (2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員会が必要があるときは直接関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項の報告)

第5条 委員長は必要に応じ役員会にて、所掌事項の検討協議の結果を報告する。

附 則

この運営規程は、平成31年4月25日から施行する。